

宮城県公安委員会告示第8号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、平成26年宮城県公安委員会告示第22号は廃止する。

令和2年1月31日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食437円（消費税を含む。）までとする。

ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食540円（消費税を含む。）まで増額することができる。